

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成25年度	次回見直し予定	平成30年度
条 例 名	神奈川県文化芸術振興条例				
条 例 番 号	平成20年神奈川県条例第33号	法 規 集	第4編第1章第7節		
所 管 室 課	県民局くらし県民部文化課				
条 例 の 概 要	文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	文化芸術の振興により心豊かな県民生活の実現と個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するために、県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図ることについては、引き続き必要性が高い。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定めている基本理念、基本的施策、計画、推進体制等に基づいて文化芸術振興の取組みが進められているため、有効である。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、効率的である。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、「文化芸術に親しむ環境づくり」を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法及び法令に抵触するものではない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				